

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「パワハラ」についてお伝えします。

現在様々なハラスメント（人を困らせること、嫌がらせ）が定義されていますが、そのなかでも特に問題となっているのがパワハラです。

一般企業はもちろん、公務員やスポーツ界、学校内でもパワハラがおこなわれておりニュースとなっています。また、会社の規模に関係なく、中小企業はもちろん、大企業でも起きてしまっているのが現状です。

○パワハラとは

まず、パワハラの定義について説明します。

パワハラとは、パワー（力関係による）ハラスメント（人を困らせること、嫌がらせ）の略語で、同じ職場内で働く者に対する、業務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または、職場環境を悪化させる行為をいいます。

例として暴力を振るつたり、ほかの社員の前でわざと怒鳴つたり、侮辱するなどの目に見える行為や、わざと孤立させたり、意図的に過重労働に追い込むなど目に見えないものまで様々です。

○パワハラの実例

これは実際に起こった事件です。

とある高等学校の教諭が、それまで担当していた授業、クラス担任

他の校務分掌などの一切の仕事を外される、座席を他の教職員から引き離されたうえに、何の仕事も与えられないまま4年6ヶ月にわたって一人だけ別室に隔離

される、さらに7年近くにわたって自宅研修をさせられるなどの嫌がらせを、学校の運営団体の命令によつて受けるという事件がありました。

この事件について争つた裁判の結果、教諭に対して為された学校の運営団体による命令が、違法であるとして、600万円の損害賠償が認められました。このように企業や会社だけなく教育現場である学校でもパワハラは起きていました。

この事件について争つた裁判の結果、教諭に対して為された学校の運営団体による命令が、違法であるとして、600万円の損害賠償が認められました。このように企業や会社だけなく教育現場である学校でもパワハラは起きていました。

仕事での苦労を乗り越えることは、「パワハラに耐えぬくこと」ではありません。労働者には、パワハラにつぶされずに仕事をする権利があります。パワハラに気づいたらその問題を抱え込まず、相談を含めた合理的な解決方法を見つけていきましょう。

○最後に

企業（事業主）によるパワハラ防止の社内方針を明確にすることや、社内方針を周知・啓発する被害を受けた労働者へのケアや再発防止などが挙げられます。

●最後に

企業（事業主）によるパワハラ防止の社内方針を明確にすることや、社内方針を周知・啓発する被害を受けた労働者へのケアや再発防止などが挙げられます。

○パワハラ防止法について

○相談窓口

パワハラ防止法では企業（事業主）は職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務となります。

- ・総合労働相談コーナー
096(312)3877
- ・労働条件相談ホットライン
0120(811)610

雇用管理上必要な措置の具体的な内容としては、

村民みんなで「ハートがたくさん の村」をつくりましょう。